

別記様式

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会		
開催日	平成28年10月20日(木)		
開催時間	13時30分開会 ・ 16時22分閉会		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	矢部一夫 潮田幸子 頓所澄江 永沼博昭 諏訪三津枝 矢島洋文 細川英俊 小林忠司 石渡健司 三友 晃 田尻 要 佐藤泰彦 松澤敏夫 吉田征人 久保田浩二 矢島久男 (会長1名、委員15名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	(0名)		
事務局職員職氏名	都市整備部長 都市整備部副部長 都市整備部副部長 〃 都市計画課長 〃 〃 計画担当副課長 〃 〃 計画担当主査 〃 〃 計画担当主任 〃 〃 計画担当主事 〃 〃 公園緑地担当副課長 〃 〃 公園緑地担当主幹 〃 〃 公園緑地担当主査 〃 〃 公園緑地担当主任 〃 建築課長	武藤幸二 奥 広文 島田友光 白井邦昌 島村信行 板倉秀行 原健太郎 吉田由紀 野本秀一 秋山 治 福智秀一 金子智之 大塚泰史	
会議の内容	○議題 議案第1号 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(埼玉県決定) 議案第2号 鴻巣都市計画区域区分の変更について(埼玉県決定) 議案第3号 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について(埼玉県決定) 議案第4号 鴻巣都市計画道路の変更について(埼玉県決定) 議案第5号 鴻巣都市計画道路の変更について(鴻巣市決定) 議案第6号 鴻巣都市計画用途地域の変更について(鴻巣市決定) 議案第7号 鴻巣都市計画地区計画の変更について(鴻巣市決定) 議案第8号 (その1) 鴻巣都市計画公園の変更について(鴻巣市決定) 地区名 5・5・02号 川里中央公園 (その2) 鴻巣都市計画公園の変更について(鴻巣市決定) 地区名 2・2・14号 上生出塚1号公園 2・2・15号 上生出塚2号公園 2・2・16号 上生出塚3号公園		
	○報告事項 鴻巣市都市計画マスタープランの見直しについて 鴻巣市緑の基本計画の見直しについて		

	<p>(決定内容)</p> <p>○ 議案第1号から第8号について説明を行い、質疑応答を行った。議案第1号から第4号については全会一致で原案のとおり承認され、議案第5号から第8号までは、全会一致で原案のとおり可決された。</p> <p>(説明の概要)</p> <p>○議案第1号 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下：整開保）」について、都市計画基礎調査や社会情勢の変化を踏まえ、定期見直しを行う。</p> <p>○議案第2号及び議案第3号 定期見直しに際し、袋地区の区域区分界を変更する。これに伴い、同地区に市街化調整区域の規制区域を適用することとする。</p> <p>○議案第4号から議案第7号 三谷橋大間線について、埼玉県が策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」による検証結果に基づき、起点部において、元荒川から市道A-1003号線までの区間を廃止する。また、終点部において、埼玉県指定史跡「伝源経基館跡」並びに鴻巣市緑化推進条例による大間保護地区を避けるための変更を行い、接続する上尾バイパスにおいても隅切部分を変更する。 袋地区の区域区分変更により、工業地域、約0.3haを廃止する。また、三谷橋大間線終点部の線形変更により、沿道の用途地域を新しい線形に合わせて変更する。 大間・滝馬室地区地区計画について、三谷橋大間線の線形変更及び沿道用途の変更に合わせ、各地区区分を指定し直す。</p> <p>○議案第8号（その1） 川里中央公園の未供用区域のうちドッグランが計画されている約0.4haを除外する。</p> <p>○議案第8号（その2） 上生出塚1、2、3号公園の名称を、現在の町名に合わせ、「生出塚」に変更する。</p> <p>(報告事項)</p> <p>○報告事項の内容については、以下のとおり。</p> <p>(説明の概要)</p> <p>鴻巣市都市計画マスタープランの見直しについて、見直しの方法やスケジュールについて説明を行い、行政側が行った評価を提示した。また、緑の基本計画の見直しについても、同じように見直しを行っていく旨を説明し、行政側の評価を提示した。</p>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 審議会席次表</li> <li>3 委員名簿</li> <li>4 傍聴規程</li> <li>5 議案第1号～8号、報告事項 各資料</li> <li>6 都市計画図</li> <li>7 鴻巣市都市計画マスタープラン</li> <li>8 鴻巣市緑の基本計画</li> </ol>

## 質疑応答等内容概要

### ○議案第1号「鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（埼玉県決定）」

#### 【事前通告】

①

委員： 12 ページ「(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針」、「⑥都市防災に関する方針」の記載について、安全な避難行動・災害応急活動、緊急輸送路の確保などに対応するため、「無電柱化推進」の記載が必要と考えるが、どうか。14 ページ下から2項目の避難路の機能確保の内容にも関連する。

事務局： 整開保については、各方面における大まかな方針を記載するに留めている。無電柱化については、本市の都市計画マスタープランの中で記載されており、整備が行われている。電線類の地中化については、災害時に関わらず、歩行者や自転車の歩行環境の整備の一環として、特に駅周辺の整備を行っていく中で考慮していく。

②

委員： 13 ページ「(5) その他の土地利用の方針」、「②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針」について、「都市計画を活用して」宅地化の抑制を行うとあるが、権利制限などが絡むので、都市計画だけでクリアできるのか。

事務局： この項目の主旨は、例えば、市街化区域内にある土砂災害特別警戒区域や、その他の災害発生のおそれがある地域について、市街化調整区域に編入するなどといった都市計画を活用していくという意味である。

本市においては、現在、該当する地区はないが、新たに、災害の危険性が生じた地域については、地権者や地元の方と十分に話し合い、危険性の排除に向けて共通の展望をもった上で、活用に努めていく。

③

委員： 16 ページ「(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針」、「①下水道及び河川の整備の方針及び整備目標」について、「時間雨量 50mm 程度の降雨に対応した治水施設の整備」とあるが、昨今の大雨などに、どのように対応していくのか。

事務局： 雨水の整備計画については、現在、時間雨量 50 mm程度としている降雨量を基準に下水道雨水幹線や調整池の施設整備を進めている。昨今の大雨については、整開保の中では触れていないが、本市における現実的な対応として、排水路や側溝等の既存施設の適切な維持管理、及び開発等に伴う雨水流出抑制施設など

で対応していく。また、市内における浸水実績図である「内水ハザードマップ」を公開することにより、市民の方が災害に対して事前の備えができるような情報の提供を行う。

④

委員： 6ページ、旧方針にはなかった「都市づくりの基本理念」において、「コンパクトなまちの実現」には、「中心市街地に居住誘導を図るとともに、商業・医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能の集積を図る。」とあるが、鴻巣市にとって、コンパクトなまちづくりの必要性とは何か、どのような良い結果をもたらすと考えているのか。また、ビジョン的にはどの場所を中心にどのような範囲で考えられているのか。

事務局： 現在、わが国では、少子高齢化が進行し、人口減少が進むと予想されており、本市においても、将来的には人口が減少していくことが予想されている。人口が減ると、人が暮らすのに必要な土地の面積も減少するが、この際、いたずらに家の数や人が減ると、郊外に家が点在することになり、行政サービスの隙間を埋める地域での助け合いが減ったり、道路や下水道などといった公共施設の維持管理が行き届かなくなることから、行政サービスの質の低下を招き、地域の衰退を招く。

そこで、今後のわが国のまちづくりにおいては、人が住むところや活動するところをある程度市街地に集約し、人口減少に向けて、上手にまちを小さくしていく政策がとられつつある。本市においても、来るべき人口減少社会に向けて上手にまちを集約し、効率の良い都市を作ることは、本市においても重要な課題である。

コンパクト化のメリットとしては、公共施設の維持管理をはじめとする、各種行政サービス及びサービス費用の効率化や、歩いて暮らせるまちの実現により、誰もが暮らしやすい、利便性の高いまちとなることである。ただし、本市においては、郊外の集落地があることから、コミュニティバスなどで連絡し、「コンパクト+ネットワーク型」の都市を目指すことを考えている。

その際に、中心として考えられるのは、今回の整開保においても中心拠点として位置付けられている鴻巣駅周辺である。また、生活拠点として位置付けられている北鴻巣駅や吹上駅も、地域の拠点として、商業・業務機能を中心とした多機能拠点としていくほか、マスタープランで地域拠点として位置付けられている川里のふるさと館周辺においても、各種行政サービスやスポーツ、文化、防災の拠点として考えている。

今後、鴻巣市では、高齢化社会などに備え、市内3駅周辺などを拠点としながら、歩いて暮らせるまちをつくり、一方で、郊外の人口密集地においては、各拠点とコミュニティバスなどで連絡をはかるネットワーク型都市を目指し

ていきたいと考えている。

⑤

委員： 8 ページ、「区域区分の方針」における「(8)産業の規模」はどのようにして見込みを出しているのか。31 ページの旧方針の見込みと大きく違うのは何故か。

事務局： 前回の算出の根拠としていたのは、工業統計調査における、製造品出荷額と、商業統計調査における商品販売額である。一方、今回の算出根拠は、埼玉の市町村民経済計算を用いている。

工業統計調査は、対象が製造業のみとなっている。近年、県内では、産業の動向として、首都圏中央連絡自動車道の開通などにより物流業の立地が急速に伸びている。そのため、県では、物流業の動向も推計に取り入れるため、算出根拠を、物流業の動向も捉えられる市町村民経済計算へと見直したため、前回数値とは額の開きが大きくなっている。

⑥

委員： 16 ページ、「生活排水処理人口普及率 100%を目指す」とあるが、達成目標は何年度としているのか。

事務局： 「鴻巣市生活排水処理基本計画」の中で、平成 37 年度を概成目標としている。

⑦

委員： 17 ページ、ごみ処理施設は「熱回収の効率化を図る」とあるが、具体的な計画はあるのか。

事務局： 鴻巣行田北本環境資源組合が今年度行っている、「施設整備基本計画策定業務」の中で検討されており、具体的な方策や効率化の数値については、現在検討中である。

#### 【当日】

委員： コンパクトシティという概念は以前から提唱されているが、ネットワークという言葉がプラスされたのはどういった経緯なのか。

事務局： 国の「国土グランドデザイン」という計画のなかで、もともと“まちをコンパクトにする”、“一点に集中させていく”という考えがあったが、郊外にも集落地や人が住む地域があり、そのようなところはどのようにするのかという議論が出てきた。そのような郊外の生活拠点と中心地を、例えばコミュニティバスなどで結ぶことで、つまり「コンパクトプラスネットワーク」というかたちで、住みよいまちづくりしていこうという、計画の考え方の変化があり、それを今回の方針に反映している。

## ○議案第2号「鴻巣都市計画区域区分の変更について（埼玉県決定）」

### 【事前通告】

①

委員：面積について、市街化調整区域への編入面積は約0.3haだが、市街化区域面積と市街化調整区域もhaで記載されているので、ha未満の数値の動きが見えない。ha未満の数値を教えてください。

事務局：平成22年都市計画基礎調査によると、本市の市街化区域面積は、1,532.00haであり、今回変更する面積の約2,500㎡を差引くと、1,531.75haとなる。計画書には整数表示とされていることから、四捨五入をして1,532haとしている。

②

委員：架空送電線で区域区分の境界設定をしているものはほかにはないのか。また、何故、架空送電線で区域区分の境界としたのか。

事務局：鴻巣市内では、今回変更する袋地区のほかには、架空送電線が区域区分界となっている箇所はない。

また、区域区分界が架空送電線となっていた理由は、当時の資料を見ても、指定根拠が見つからないため、不明である。ただし、指定当時の資料では、今回区域区分界とした道路が、丁度、袋地区の最北端にあたり、道路と送電線が交わるあたりまでしか無く、道路より先の区域区分界として、架空送電線以外のものが何も無かったため、やむを得ず設定したのではないかということが、推測される。

### 【当日】

委員：袋地区の南側の、国道17号沿いで、元荒川と交差するあたりが、一部だけ市街化調整区域となっていると思われるが、今回の変更と合わせて、そこを市街化区域に編入することはできないのか。

事務局：当該箇所は、市街化区域に編入済みである。

また、埼玉県の線引きの技術基準において、「区域区分のための土地の境界が地形、地物等でないことにより、現地での確認が困難であるため、これを修正する場合」という内容が追加される変更がなされたため、今回の変更を行うものであるから、違う箇所、または、違う理由での線引きの変更は、別途検討する必要がある。

## ○議案第 3 号「都市計画区域のうち用途指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（埼玉県決定）」

### 【事前通告】

①

委員： 議案第 2 号での線引きの変更により、袋地区が「市街化調整区域」に編入され、容積率などが付与されているが、既存宅地との意味合いか。

事務局： 今回変更する袋地区に付与される形態規制は、平成 12 年の都市計画法改正前にあった、いわゆる“既存宅地制度”の意味合いではない。

白地の形態規制については、平成 12 年の法改正を受け、平成 15 年に埼玉県が指定したものである。今回袋地区が含まれることになる、304-1 地区は、農業振興地域内であるが、ミニ工業団地が存在し、建蔽率 50%を超える住宅も相当数あり、当初の指定から建蔽率 60%、容積率 200%の地域である。この数値は、周辺の工業地域、第一種住居地域と同じであることから、周辺と調和した街並みの形成が図られている。

### 【当日】

委員： 送電線の高さはどのくらいなのか。また線下での建築には条件があるのか。

事務局： 送電線の高さは確認していない。送電線の線下においては、送電電圧によって送電線からの離隔距離が定められている。工場等があるが、建築確認等はとれている。

## ○議案第 4 号「鴻巣都市計画道路の変更について（埼玉県決定）」

### 【事前通告】 なし

### 【当日】

委員： 上尾道路の事業の進捗と、今後の見通しについて教えてほしい。

事務局： 上尾道路は、国の事業であるので、報告で聞いている限りだが、平成 27 年の 12 月に、J R 高崎線の北側から県道の鴻巣川島線の区間について、用地測量と物件調査を実施した。また、平成 28 年 5 月からは、県道鴻巣川島線から国道 17 号との接続部分までの区間について、用地測量と物件調査を実施している。平成 28 年度は用地買収費用で約 1 億 6 千万円、用地測量、物件調査などで約 2 千万円、合わせて約 1 億 8 千万円の予算が執行される予定である。J R 高崎線

の北側から国道 17 号までの区間では、2 件ほどは買収の契約がなされた。

国も予算の都合上、「どこを、いつから、いつまでに」というような今後の具体的な予定は決定していないようだが、平成 29 年度以降は、J R 高崎線との高架による立体交差周辺の用地確保の推進を図るため、J R 高崎線の南側から県道鎌塚鴻巣線の区間の用地測量などを予定している。

また、先日の国の 2 次補正予算により、上尾道路については、さらなる事業進捗を図るため用地買収費用などで、約 1 億 2 千万円の予算が確保された。

J R 高崎線との立体交差部分の幅員は約 100m あり、また、J R との協議を要するなど、時間と費用がかかることから、国としても J R 高崎線周辺を中心に事業を進捗して予定である。県道鎌塚鴻巣線から南の区間についての着手時期については詳しくは聞いていない。

### ○議案第 5 号「鴻巣都市計画道路の変更について（鴻巣市決定）」

【事前通告】 なし

【当日】 なし

### ○議案第 6 号「鴻巣都市計画用途地域の変更について（鴻巣市決定）」

【事前通告】 なし

【当日】 なし

### ○議案第 7 号「鴻巣都市計画地区計画の変更について（鴻巣市決定）」

【事前通告】

①

委員： 三谷橋大間線の終点部について、県指定の史跡を保全するため、線形を一部変更し、変更後の用途地域は第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となるが、史跡保全を確かなものとするため「風致地区」の指定はされているか。

事務局： 風致地区の指定はしていない。この史跡部分は、埼玉県文化財保護条例により、現状を変更する場合などは埼玉県の許可が必要となっているなど、史跡の保全のための制限が設けられている。また、土地の大部分は、平成 6 年に、地



権者より史跡公園として保全することを条件に市に寄贈されており、市としても、当該史跡を将来にわたって整備・保全していくことから、平成9年に「伝源経基館跡保存管理計画書」を策定し、さらに、「鴻巣市都市計画マスタープラン」及び「鴻巣市緑の基本計画」においても、当該史跡の保全を明確化するとともに、市の緑化推進条例における保護地区として指定している。史跡については、時代の変化とともに、自然環境及び歴史的環境、景観の保全はより重要視されるようになってきていることから、市としても、今後も引き続いて、保全に努める。

【当日】 なし

## ○議案第8号（その1）「鴻巣都市計画公園の変更について（鴻巣市決定）」

### 【事前通告】

①

委員： 川里中央公園の未供用区域の一部約0.4haを除外することだが、なぜ外すのか。また、ドッグラン施設はどの位置に整備されたのか。

事務局： 議案書第8号（その1）6ページの計画図で、黄色で表示がされている区域が今回除外する区域であり、現状は民有地及び水路である。民有地は、二方が水路で分断され飛び地となっている。供用済み区域内のドッグランは、7ページの平面計画図で、今回除外する区域の南側の既設駐車場北側に隣接するかたちで整備されている。

この区域を除外する理由は、昨年度、当該区域へのゴルフボール飛球の報告を受け、対策について土地所有者と協議した結果、公園としての整備は困難との結論に至ったためである。

②

委員： 都市公園区域を外した後の土地利用はどうなるのか。

事務局： 除外区域は民有地であり、今後どのような利活用がなされるかは把握していない。

③

委員： ドッグランの管理運営はどのようになっているか。

事務局： 利用者登録に関する業務は市が行い、施設管理は、川里中央公園の指定管理者が行っている。

④

委員： 今後、鴻巣市全域でのドッグランの整備方針や展望はあるのか。

事務局： 現在のところ、市全域でのドッグランの整備方針はなく、他の公園での整備の予定はない。

⑤

委員： 今回の変更後における未供用区域約 3.9ha の公園施設の内容と、供用開始時期について伺う。

事務局： その他の未供用区域については、多目的広場、林間広場、メイン園路、エントランス、調整池、駐車場の整備を予定している。

供用開始の時期については、用地買収を進めているが、相続手続きが難航している土地所有者がおり、早期の相続手続きの完了に向け進めているものの、時間を要している。民有地すべての買収が完了した後、3カ年での公園整備を予定している。

【当日】 なし

## ○議案第8号（その1）「鴻巣都市計画公園の変更について（鴻巣市決定）」

【事前通告】 なし

【当日】 なし